

令和7年10月23日

小千谷市地域公共交通協議会委員 各位

小千谷市地域公共交通協議会
会長 山口 良信

令和7年度 第3回小千谷市地域公共交通協議会 書面決議について

日頃から市政の運営に格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、小千谷タクシー㈱から国の補助事業である「バリアフリー化設備等整備事業」を活用した、UD（ユニバーサルデザイン）タクシー車両1台の導入（購入）要望があり、補助事業の申請には「小千谷市生活交通改善事業計画」の策定が必要となりました。

よって、UDタクシー車両が導入されることで高齢者や障がい者をはじめとし誰でも移動しやすい交通手段が確保されることを目的として、計画（案）を作成しました。

本来であれば、標記協議会を開催しご審議いただきたいところでありますが、小千谷タクシー㈱は、以前も本事業を活用したUDタクシー導入実績もあることから書面により協議させていただきたく、計画（案）を送付させていただきます。

つきましては、別紙【書面表決書】を令和7年11月7日（金）までに同封の返信用封筒により御返送くださいますようお願いいたします。（FAXやメールも可）

なお、期日までに御回答がない場合は、本協議に対し異議がなかったものとして取り扱いますので、御了承くださいますようお願いいたします。

記

○協議事項

・小千谷市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

（小千谷タクシー㈱：UDタクシー車両の導入1台）

・回答期限

令和7年11月7日（金）

事務局 小千谷市にぎわい交流課 横口・石上
〒947-0028 小千谷市城内1丁目13番20号
電話 0258-83-3512 FAX 0258-83-0871
メール kouryu@city.ojiya.niigata.jp

事務局：小千谷市にぎわい交流課交流推進係 あて

令和7年度 第3回小千谷市地域公共交通協議会 書面表決書

令和 年 月 日

所 属 _____

役職・氏名 _____

※いずれかに○をつけてください。

議 案	承認します	一部修正を提案します	承認しません
小千谷市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案） (小千谷タクシー株：UDタクシー車両の導入1台)			

※「一部修正を提案します」「承認しません」に○をつけた場合は、理由をご記入ください。

※その他、ご意見等がある場合はご記入ください。

(案)
生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和 年 月 日
(名 称) 小千谷市地域公共交通協議会
(代表者) 会長 山口 良信

1. 生活交通改善事業計画の名称

小千谷市生活交通改善事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

小千谷市の人口は令和7年3月末現在32,357人であり、令和2年3月末と比較して2,526人減少している。

また、人口の減少に伴い、高齢者の人口も令和7年3月末現在11,938人と、令和2年3月末と比較して132人減少している。しかし、高齢化率は令和2年3月末の34.6%から令和7年3月末には36.9%と上昇している。

今後、少子高齢化のさらなる進展に伴い、公共交通機関を利用する事が困難な高齢者などに対応するため、タクシーによるドア・ツー・ドアの移動手段の確保が課題となっている。

また、第5次小千谷市総合計画において、「子育てにやさしく健康長寿で支えあうまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、高齢者や障がい者の通院や外出における支援サービス（タクシー券利用補助）事業にも取り組んでいる。

上記の課題や需要に積極的に対応していくため、市域内における福祉タクシー車両及びUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの普及促進に取り組むことが重要である。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

小千谷市内には、令和7年9月末現在福祉タクシー5台（小千谷タクシー4台、中央タクシー1台）が導入されているが、UDタクシーについては小千谷タクシー所有の12台となっている。高齢者や障がい者の今後の需要増を勘案し、UDタクシーの増加を図る。

(2) 事業の効果

福祉タクシー車両の他にUDタクシーを導入することにより、高齢者や障がい者などのニーズに応え、誰もが移動しやすい交通手段を確保することができ、移動の円滑化が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

- UDタクシー車両の導入（1台）：小千谷タクシー（株）

(実施事業者(補助対象事業者)の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)
 ・小千谷タクシー株：身体・知的・精神 各1割引

(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。

※特定地域外

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

7年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシー 車両の導入	2,955千円	600千円	400千円	0千円	1,955千円
	100%	20.3%	13.5%	0%	66.2%
合計	2,955千円	600千円	400千円	0千円	1,955千円
	100%	20.3%	13.5%	0%	66.2%

※総事業費については見込み額を記載。

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印(←→)、または横棒線(—)で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和7年度	令和 年度	令和 年度
	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月	4月 9月 12月 3月
UDタクシー 車両の導入	1台 交付決定日以降着手 令和8年2月1日完了		

7. 協議会の開催状況と主な議論

・令和7年 月 日 書面協議にて、全ての構成員から合意を得られた。
 (協議が整った日：令和7年 月 日)

8. 利用者等の意見の反映

- ・本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	<ul style="list-style-type: none">・新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興専門員
関係市区町村	<ul style="list-style-type: none">・小千谷市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none">・越後交通株式会社 小千谷営業所長代行・小千谷ハイヤー協会 事務局長・東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 企画総務部 経営戦略ユニット ユニットリーダー・国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長・新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長・小千谷市建設課長・小千谷警察署交通課長
地方運輸局	<ul style="list-style-type: none">・国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長・国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none">・西小千谷地区町内会長協議副会長・東小千谷町内会長協議会長・真人地区町内会長協議会長・片貝町協議会長・国立大学法人長岡技術科学大学 都市交通研究室 准教授・日本労働組合総連合会 新潟県連合会 中越地域協議会 小千谷支部 事務局長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(所 在) 新潟県小千谷市城内1丁目13番20号
(所 属) 小千谷市にぎわい交流課交流推進係
(氏 名) 樋口 未来
(電 話) 0258-83-3512
(e-mail) kouryu@city.ojiya.niigata.jp